

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和4年度 教育委員会 第3回定例会)

開会 令和4年6月8日(水)

閉会 令和4年6月8日(水)

午前9時00分

午前10時25分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	地域学校協働課長	岡田 良一
	教育次長	漁 修生	学事課長	因幡 成人
	教育総括室長	薩美 征夫	学校教育課長	都志 啓二
	参与(人事担当)	八橋 徹	学校保健安全課長	濱本 新
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	特別支援教育課長	曾澤 寿之
	学校支援部長	吉田 巖一郎	教育職員課係長	千原 昌樹
	学校教育部長	杉田 二郎	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育総務課長	竹村 一貴	教育総務課係長	伊藤 昭夫
	教育企画課長	原田 博司	教育総務課係長	大寺 修平
	教育職員課長	秦 淳也		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

< 教育長報告 >

< 議 題 >

- | | | |
|--------------|--|------------------|
| (審) 議案第 16 号 | 西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 | [学事課] |
| (審) 議案第 17 号 | 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 | [地域学校協働課] |
| (審) 議案第 18 号 | 西宮市就学支援委員会委員の委嘱の件 | [特別支援教育課] |
| (審) 議案第 19 号 | 西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件 | [教育総務課] |
| (審) 議案第 20 号 | 西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件 | [学校保健安全課] |
| (審) 議案第 21 号 | 西宮市学校結核対策委員会委員の委嘱の件 | [学校保健安全課] |
| (審) 議案第 22 号 | 西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件 | [学校保健安全課] |
| (審) 議案第 23 号 | 令和4年度 西宮市一般会計補正予算(第2号)(6月定例会
所管分)に関する意見決定の件 | 教育委員会
[教育企画課] |
| (審) 議案第 24 号 | 人事に関する件(当日資料) | 非公開
[教育職員課] |

< 一般報告 >

- | | | | |
|-------|-------------|-----|-----------|
| 一般報告① | 児童生徒の状況について | 非公開 | [学校保健安全課] |
|-------|-------------|-----|-----------|

< 資料による情報提供 >

- | | |
|---------------------|---------|
| ・令和4年度教科書展示会の開催について | [教育研修課] |
|---------------------|---------|

以 上

傍 聴

4名

重松教育長	<p>ただいまより、令和4年度 第3回 教育委員会定例会を開催します。</p> <p>議事録署名委員には、藤原委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は傍聴希望者が4名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第23号は市議会に付議する案件、議案第24号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりません。また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行ひ、続いて非公開案件に移りたいと思ひます。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>この度、マスクの着用について国から指針が示されました。2メートル以上を目安に距離を取っていること、外であること、または室内でも会話をすることがなく十分な換気ができていれば、熱中症への対応も含めてマスクを外すことができるというものです。ただ、基本的な方針は変わっておらず、感染予防のためにマスクをするということは非常に大切だということです。その中で、対応の仕方が若干変わってきているというものです。マスクについては、京都大学の明和政子教授が「ヒトの脳と心の発達」の中で、1歳から3歳までの子供たちは、接するときに親の顔や周りの様子を見ながら対応し、目と鼻と口の3点を幼児は中心に物事を見ており、そこから様々なことを判断して対応していると述べられています。</p> <p>そのため、マスクによってその部分が見えなければ、子供に影響がある可能性があるということになります。小学生になると、その点はある程度対応できるそうです。</p> <p>そういった中でやはり、スキンシップの大切さについて言われています。表情、声のかけ方、声の抑揚が非常に大事だということです。</p> <p>スキンシップの大切さについては以前にも一度話をしましたが、今から800年前の神聖ローマ帝国のフリードリヒ2世のときに、生まれたばかりの赤ちゃんを50人ほど集めて、ある試みがなされました。</p>

食事や排便など衛生上の対応はするものの、一切話をしてはいけないというものです。結果として、その子供たちは3歳までの間にほとんど亡くなってしまったそうです。

同じように第二次世界大戦後、アメリカの心理学の専門家、ルネ・スピッツも戦争孤児に対して施設で十分な対応をしたのですが、スキンシップが十分になかったことによって、子供たちの発達に影響があったという報告をしています。

21世紀になり、アメリカの児童養護施設はAIも導入し、コンピュータもある、環境的にはいいところだったのですが、直接人間が接触することがほとんどなく、子供が困ったら機械がすぐに対応してくれるという状況では、やはり同じように子供たちの発達に影響があったということでした。

子供たちとのコミュニケーションにおいては、人と人が接触することが非常に大切だということです。

京都大学の山極先生も同じようなことを言っておられます。コンピュータやSNS、LINEなど、様々な方法で情報交換をしますが、言葉だけではその中に含まれるその人の気持ち、気分、表情、態度などが分からず、読み切ることができません。例えば「おはようございます」という挨拶一つでも、今日は元気そうに「おはようございます」言ってくれているとか、何となく元気が無いなど、そういうことが分かるものです。人間は五感を通して相手に対応していて、言葉も大事なのですが、五感を通して相手と対応し、接触するということが非常に大事だということです。LINEなどでもよほど言葉を上手に使わない限り、言葉の裏にあるもう一つの違う気持ちや気分が読み取れないということがあります。

よく言われるのが、「メラビアンの法則」というもので、言葉に対して感情がどのようになっているかということです。例えば相手が言葉を発したときに、どのように読んでいるかということ、表情など視覚の部分が55%、声の大きさが38%、会話そのものの内容が7%とされています。

話をするときには相手の目を見ること、表情を見ること、声を大きくすることとされていますが、このメラビアンの法則も、本来はそのためであったのではなくて、要するに言語情報、聴覚情報、視覚情報、ボディールンゲージも含めて全部トータルに見ることによって、相手の言いたいことをきちんと理解しなければいけないということで、調査がなされたのです。

コロナ禍への対応の中で、大学でもオンライン授業が行われていました。

対面授業をする必要があることが最近言われていますが、オンライン授業が行われてきたことによって、二つのことが見えてきています。

一つは、オンラインで行うことで様々なことを勉強することができたのですが、対面授業が始まったときに、人と人が接する場面が出てきました。オンラインに慣れたことで、今までは自分で聞くだけの形で2年間生活をしてきたので、実際に大学へ出て授業を受けることについて、非常に抵抗があるという結果が出てきています。入学当初は友人と食事をしたり、イベントに参加したりなどと順調だったのですが、コロナ禍以降それができなくなっていました。コロナ禍での生活に慣れてしまったことによって、今度は逆に友達と実際に会うことに対して非常にプレッシャーになったということです。そのことについては、甲南大学の学生相談室でも同じようなことがあったようです。授業に行くのが怖い、対面授業に行かなければならず緊張で眠れないというような声が、学生相談室に寄せられたようです。

やはり人と接するということに対して、非常に大きな問題があるのかなというようなことを言われています。

コロナ禍において時差登校などが導入されたことで、学校へ行くことが楽しいなど、不登校者数が減少したのですが、再び対面授業が始まったことによって不登校者数が増えています。人と人との対面に慣れるという取組みを行っていく必要があるのだと思います。先生と子供、子供と子供における対面など、人と人との接触は、今後一つの大きな課題になってくるのではないかなと考えています。

こういった影響は、特に若い世代が大きく影響を受けています。早稲田大学の調査によると、孤独を感じることもあるかということについて、60代から70代は約3割でしたが、若い世代は40%以上が人と人との接触がなくなったことで孤独を感じるという結果になっています。大学において今年の調査では、2,734人が中途退学をしていて、これは昨年より35%も増加しています。

今はコロナがある程度収まっているため、大学の8割が対面で授業を行っているようです。

ストレスの軽減や、これからの将来について友達と話すことができるなど、人と人とのつながりは、やはり大切だと言われています。人と人との接触、人と人とのコミュニケーションの大切さ、例えば学校の授業中でもわからなかったことを聞く、といったことが非常に大切だと言われています。こういったことについて、西宮市としても教育の中で実践していきたいと思っています。

私からは以上の説明です。この件について何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。

藤原教育委員	<p>藤原です。どうもありがとうございます。冒頭、マスクの話が出てきましたけれども、今若い人たちの間では、マスクは通称顔パンツと言われているようです。つまり、人前で外すということが感染拡大か否かよりも、文化的にそれを外すべきではないという捉え方をされているということが、最近よく言われております。私たちは顔の半分を隠すという文化のまま、我が国はこのまま生きていくのか否かという問いかけなのだろうと思います。諸外国は、もうそれはやめたということなのですが、結局そういう文化のもとに生きていくのかということになってくるのかなと考えます。そうしたときに、そういう文化で生きていきますかと言われていたら、いやそういう文化で生きていきたくないです、という人がほとんどなのだろうと思います。</p> <p>やはりどこかでマスクは外すべきという決断を、我々はすべきだと思います。ただ、西宮市という一自治体で国の方針に反することを学校現場でやるということは、なかなか難しく、できないということも、よくよく理解できるところではあります。ですから、少なくとも様々な形で国に対して、今の方針は見直すべきではないのかという声を上げていくべきですし、方針が国の方で変わったときに、いち早く対応できるように準備は進めておく必要があると思います。</p> <p>マスクに効果はあるのか、ソーシャルディスタンスに効果があるのかということは、これはもう百家争鳴の状態なので、ここに立ち入ることは議論の仕方としては賢明ではないだろうと私は思います。それよりは今の子供たち、それこそ8歳とか10歳の子供は2年半マスクをしていることになり、人生の4分の1がマスク生活ということです。変な例えですが、少女鉄仮面伝説というドラマがありましたが、まさにその状態です。いよいよ子供にとっては、ある意味文化的に異常な事態という認識は、我々大人は持つべきだろうなと思う次第です。</p> <p>以上です。</p>
長岡教育委員	<p>ありがとうございました。教育長の方から、コミュニケーションの重要性の話をしていただきました。京都に仕事に行った際に、関東からの修学旅行生と一緒にになりました。子供たちは本当にうれしそうで、きっと楽しみにしていたのだろうということがよく分かりました。</p> <p>2日、3日という人生の中では非常に短い時間だと思うのですが、その中で寝起きを一緒にする、そして一緒に食事をする。先ほどの「おはよう」ではないですが、「おはよう」「お休みなさい」という挨拶を友人の中でするという経験は、すごく大事なのだと思いました。</p>

	<p>子供たちはとてもうれしそうな表情だったのですが、一方、先生の表情を見ると疲れきっていて、ご苦労されているのだろうなと思いました。ちょうどホテルのロビーに、グループワークでしょうか、市内観光をグループごとに行い、帰ってきたところをチェックしていました。先生がグループごとに「はい、健康をチェックします」と声をかけて熱を測り、「体調の悪い人はいませんか」という確認も行っていました。先生方もとてもご苦労をされて、この修学旅行をご準備していただいたのだろうなと思い、きっと西宮市の先生方も子供たちも、このように修学旅行をしているのだろうなと思いました。保護者が安心して子供たちを任せられるように、学校はきちんと対応をする必要があることを、間近に見てそう思いました。</p> <p>以上です。</p>
側垣教育委員	<p>教育長が最初におっしゃった京都大学の明和先生のお話ですが、特に乳児は全体の顔の表情で言語を判断していて、それは非常に重要なことだということをお聞きしました。私たち保育の方でも、子供たちは顔全体の表情で様々なことを判断しているということ、明和先生から直接研修をいただきました。それを受けて、当初私たちの保育園では、乳児クラスはマスクをしていなかったのですが、その後感染が広がってきたため、透明マスクを利用して子供とやりとりすることで努力をしました。ただ、現在は普通のマスクをしています。マスクを着用する、しないことにどれだけの違いがあるのかということは、まだ実際には分からないのですが、やはり子供たちが養育者の感情を読み取るコミュニケーションをとる際には、声掛、スキンシップ、抱っこする、食事をするときのお世話の仕方など、そういうことを工夫しながら、できるだけ影響の少ないやり方で取組んではいます。長い子供たちは12時間ぐらいを保育園で過ごします。やはり、何とか早くマスクを外せるような状態にしたいと考えていますし、コロナを保育園に持ち込まないような努力は、大人の役目だと思います。ただ、家庭ではマスクして、お父さんお母さんたちが対応しているわけではないので、家庭での関わりという部分を頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>お話を伺ってそういうことを感じました。</p>
山本教育委員	<p>マスクのこと、それからコミュニケーションのことを聞かせていただいて、落語家の言葉が浮かんできました。やはりコミュニケーションは、言葉だけではなく、しぐさや表情、イントネーションなど、そういうことを全てひっくるめてコミュ</p>

重松教育長	<p>ニケーションなのだと思います。落語家というのは、それを体現しているのだと思いますが、マスクはそういうものを阻害しているということは、はっきりしていると思います。</p> <p>マスクはできるだけ外そうということについて、多くの方はそうすべきと感ずると思うのですが、マスクについては法律で着用することが決まっているわけではなく、お願いという形でしています。法律で決めていたら「もう外しましょう」とできるのですが、お願いであるため、最後は自分の選択なのだと思います。そこが難しいところだと思います。自己選択であるため、マスクがコミュニケーションに対して一定のマイナスがあるということ話をしながら、最後は自分や家庭の選択に任せることになると思います。しかし、そういう話はやはり続けていくことが大切だと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>では、ないようですのでこれより審議に入ります。</p> <p>議案第16号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>学事課長、お願いします。</p>
学事課長	<p>議案第16号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明をいたします。</p> <p>お配りしております資料をご覧ください。</p> <p>このたびの改正は、本市の高校生を対象とした給付型奨学金、以降「高校奨学金」と申し上げますが、この給付額を改定するものです。</p> <p>改定理由といたしましては、国の補助事業として兵庫県が実施しております「高校生等奨学給付金」、以降「奨学給付金」と申し上げますが、この「奨学給付金」の給付額が令和4年度、改定されることとなりましたので、本市の「高校奨学金」の給付額の調整を行うものでございます。</p> <p>経緯といたしまして、平成26年度に兵庫県の奨学給付金制度が創設されたことで、非課税世帯については、本市の高校奨学金の対象者と重複することとなりました。そのため、同年より非課税世帯については、本市の高校奨学金の対象者から外し、兵庫県の奨学給付金に申し込んでいただいております。</p> <p>奨学給付金に申し込んでいただくことで、給付される額も多くなったのですが、</p>

	<p>非課税世帯第1子区分（国公立・私立）については、これまでの高校奨学金より少なくなってしまったため、差額分を追加給付することで、給付額の調整を行ってまいりました。</p> <p>具体的には市民税非課税世帯の私立、第1子の給付額を月額950円に改定いたします。</p> <p>また、両親と死別などで遺児となった生徒に対し、「高校奨学金」に加算して給付している「遺児給付金」につきましても、市民税非課税世帯の公立第1子の給付額を月額2,700円に改定いたします。</p> <p>施行は公布の日からとし、6月下旬より募集開始を予定しております、令和4年度「高校奨学金」から適用いたします。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>理解しがたかったところがあるのですが、結論としては給付対象者のもらえる総額が減るわけではないという理解で良いのですか。</p>
重松教育長	<p>学事課長。</p>
学事課長	<p>総額が減ることではないです。兵庫県の単価が上がることになりましたので、今まで差額を上げていた分を調整するという事です。</p>
藤原教育委員	<p>はい、よく分かりました。</p>
側垣教育委員	<p>兵庫県の単価が上がったけれども総額は変わらないということは、単価を上げる根拠というのは何だったのですか。やはり物価の高騰など、そういうことですか。</p>
学事課長	<p>根拠までは細かくは示されていませんが、毎年少しずつ上っていきっておりますので、物価などを考慮した改定になっていると思われま。</p>
側垣教育委員	<p>例えば、そういった形で理由があり、給付される側とすれば単価上がったのに西</p>

<p>学事課長</p>	<p>宮市が下げると上がった意味がなく、せっかく額が上がっているのに恩恵は受けられず、総額は変わらないままでずっと同じ額だと。そういう考え方もできるのでは、と思いますが、そこが疑問です。</p> <p>先ほどご説明させていただきましたように、もともとは、西宮市の給付金を受けられる方であったのですが、後で兵庫県が国の制度で実施することになったことで、一部の方については、本来西宮市で受けられるものの、西宮市の対象から外させていただいて、兵庫県の方で受けてくださいというお願いをさせていただきました。</p> <p>そんな中、本来であれば西宮市でそのまま受けていたら、もう少し受けることができたのに、兵庫県に移ることによって、少なくなったということを防ぐため、減った分は西宮市から追加給付することで、国の額と変わらないように調整させていただくという考えのもと行っている調整です。</p> <p>そのため、今後も国の方で金額がアップし、西宮市の額と追いついてくるということになれば、今後も少しずつですが下げさせていただくというような考えのもとにやっているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>側垣教育委員</p>	<p>奨学金の出どころが、国だったり県だったりするということと、総額自体は変わらないということだと思います。何かその辺りがやはりこういう時代ですし、本当に保護者に支援をもらえないお子さんたちの社会的な理由ということから考えると、非常に重要なところだと思います。</p> <p>だから、今後の検討の課題の中にそういうことも考えていただけたらありがたいと思います。特に私も施設の子供たちと関わっている中、本当に奨学金しか頼りにできないような子供たちもたくさんいます。そういう意味では、一番困っているところに焦点を合わせるということも必要かと思い、そういう考え方をベースに持っておいていただけたらありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>今までは国は関与していませんでしたが、関与するようになってきたことで、それに合わせてきていると思います。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>なければ採決に入ります。 議案第16号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に、議案第17号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題と します 地域学校協働課長、お願いします。</p>
<p>地域学校協働課 長</p>	<p>議案第17号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」について、ご説 明いたします。 今回、新たに任命する委員の候補は、学校長から推薦のあった人となります。 また、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申し出などによるもので す。 新たに任命する委員の任期は、令和4年6月9日から令和6年3月31日までと なります。 解任の対象となる委員の解任日は、令和4年6月8日となります。 お手元の資料、3ページには新たに任命する委員の候補一覧を、4ページには解 任する委員の一覧をそれぞれ記載しております。 5ページ以降は学校ごとの委員名簿となります。 表の網掛け部分が、今回新しく任命する委員の候補となります。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第17号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>

重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第18号「西宮市就学支援委員会委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>特別支援教育課長、お願いします。</p>
特別支援教育課長	<p>議案第18号「西宮市就学支援委員会委員委嘱の件」についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、西宮市附属機関条例第44条に従い任期満了により、新たに委員を委嘱するためのものがございます。</p> <p>委嘱する委員につきましては裏面に記載しているとおりでございます。</p> <p>今年度、学識経験者・医師につきましては、昨年度と変わりございません。</p> <p>医師につきましては、医師会の推薦、校園長につきましては、各校園長会の役割に基づくものがございます。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>藤原です。変わったのは関係行政機関の職員というところの皆さんで、専らこの4月の人事異動に基づくメンバーの交代と理解していますが、それでいいですか。</p>
特別支援教育課長	<p>はい、そうでございます。</p>
山本教育委員	<p>他の委員の場合は再任があったりしますが、これはどうですか。任期は数年間でも一年ごとでも構わないのでしょうか。</p>
特別支援教育課長	<p>西宮市附属機関条例では、第2条第4項に「当該附属機関に属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる」との規定がございますが、第44条第2項には「第2条第4項の規定は、委員会の委員には適用しない」とされていることから、再任を妨げる規定や任期の年数を制限する規定はございません。</p>

重松教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにはございませんか。では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第18号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第19号「西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第19号「西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明させていただきます。</p> <p>資料の3ページ以降の新旧対照表を使って説明いたします。</p> <p>まず、資料4ページをご覧ください。</p> <p>今回の規則を改正する主な目的は、第11条の2を新設することにあります。条文新設の理由は、令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行されたことに起因いたします。同法の施行に伴い住民基本台帳や住民税等、これまで自治体ごとにバラバラであった基幹業務システムの標準化が国において進められており、省令で定められた期間である令和7年度までに、基準に適合することが各自治体に求められております。</p> <p>標準システムは国が整備するクラウド環境を活用することとされており、市及び教育委員会の外部の機器に電子公印を記録しなければならなくなることから、これに対応するため、公印規則に新たな規定を設けたいと考えております。</p> <p>また、この改正により外部の機器への電子公印の記録が可能となることで、公印の押印を要する帳票について、印刷から発送までを一括で委託し市民サービス向上と事務効率化を図ることも可能となります。</p> <p>第11条の2以外の改正内容は、文言の一部修正などです。これらの改正内容は、資料1ページから2ページの議案書改め文及び、資料3ページから5ページの新旧対照表をご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第19号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第20号「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」、議案第21号「西宮市学校結核対策委員会委員の委嘱の件」を一括して議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>議案第20号及び第21号についてご説明させていただきます。</p> <p>まずは「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」につきまして、議案第20号をご覧ください。</p> <p>本審議会委員の任期が令和4年6月30日をもって満了することに伴い、7月1日付の委嘱を行います。</p> <p>このたびの任期は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間となります。</p> <p>委員の内容につきましては、資料3ページの新旧対照一覧をご覧ください。</p> <p>次に「西宮市学校結核対策委員会委員の委嘱の件」につきまして、議案第21号をご覧ください。</p> <p>本委員会委員の任期が令和4年6月30日をもって満了することに伴い、7月1日付、委嘱を行います。</p> <p>このたびの任期は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間となります。</p> <p>委員の内容につきましては、資料3ページの新旧対照一覧をご覧ください。</p> <p>西宮市附属機関条例では、第2条第4項に「当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる」との規定がございますが、第20号及び第21号ともに、5期目となる委員がいらっしゃいます。ただし、それぞれの会の特例としまして、「西宮市附属機関</p>

重松教育長	<p>条例第2条第4項の規定は本会の委員には適用しない」との規定があることや、専門性の高い分野を審議する必要があり、代わりとなる候補がないことから、やむを得ず引き続き選任いたします。</p> <p>以上、ご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第20号、議案第21号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第22号「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」につきまして、お手元の資料、議案第22号をご覧ください。</p> <p>西宮市いじめ防止等対策委員会委員である社会福祉士より、辞任の意向を受けており、それに伴って新たに1名、兵庫県社会福祉会より推薦を受け、委員をお務めいただくこととなります。</p> <p>このたびの任期は、前任者の残任期間である令和4年6月9日から令和5年1月31日までとなります。</p> <p>委員につきまして、資料2枚目にございます新旧対象名簿をご覧ください。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>

藤原教育委員	藤原です。前任者の方が1名任意に辞任されるということですが、差支えない範囲でその辞任の理由をいただけたらと思います。
重松教育長	学校保健安全課長、お願いします。
学校保健安全課長	辞任の理由につきましては、非常に多忙な方でして、学校の中でも兼務される業務が非常に多いということから、同様な業務につきましては、もう今後は難しいということで、それを理由に辞任されております。 以上でございます。
長岡教育委員	確認ですが、前任者の大塚先生も社会福祉士です。いじめ防止等対策委員の構成メンバーの中には、臨床心理士の先生とそれから福祉士を必ず入れるような構成にしているということで、よろしいでしょうか。
重松教育長	学校保健安全課長。
学校保健安全課長	今、委員がおっしゃるとおりで、補うところにつきましては、同様の資格をお持ちの先生に委員に入っていただく形で構成しております。 以上でございます。
重松教育長	スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが入っている形になっています。 ほかにはありませんか。 よろしいですか。 なければ採決に入ります。 議案第22号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが、傍聴の方はここで退室をお願いいたします。

<p>重松教育長</p>	<p>(傍聴者退出)</p> <p>では、再開します。</p> <p>議案第23号「令和4年度 西宮市一般会計補正予算(第2号)(6月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>議案第23号「令和4年度 西宮市一般会計補正予算(第2号)(6月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきまして、ご説明をいたします。</p> <p>まず、資料の3ページをご覧ください。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正の表でございます。</p> <p>上の表が歳入予算となっております。その上の表の一番下、合計欄 615万円を増額し、補正後の額を29億341万8,000円とするものです。</p> <p>下の表が歳出予算となっております。こちらの一番下の合計欄、993万4,000円を増額し、補正後の額を234億3,664万5,000円とするものです。</p> <p>続いて、4ページをご覧ください。</p> <p>第2表、債務負担行為補正でございます。</p> <p>債務負担行為とは、将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において、債務負担契約の締結を可能とするものでございます。</p> <p>まず、大社中学校教育環境整備事業は、施設の老朽化が進んでいる大社中学校の、校舎改築等を行うことに伴い、基本構想の策定に係る経費を計上するものです。</p> <p>期間は令和5年度から6年度で、限度額は6,406万2,000円です。</p> <p>次の、特別支援学校設備改善事業は、西宮支援学校の給水設備に、老朽化による不具合があり、その改修に係る経費を計上するものです。</p> <p>西宮支援学校につきましては、一部が公民館との複合施設になっており、その複合施設の設備を改修するものとなっております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの影響で、部品の納入が6カ月以上かかる見込みであり、工期が来年度にもわたることになるため、債務負担行為を設定するものです。</p> <p>期間は令和5年度で、限度額は360万円です。</p> <p>次に、1ページ飛ばしまして6ページをご覧ください。</p> <p>第4表、歳出補正の明細となっております。</p> <p>まず、項「教育総務費」、目20「教育指導費」の不登校児童生徒支援事業経費につきましては、学校関係者や、支援に携わる福祉関係者を対象に、ヤングケアラ</p>

<p>重松教育長</p>	<p>一の早期発見から支援につなげる研修を開催することに伴い、報償費など22万6,000円を増額するものです。</p> <p>次の、項「中学校費」、目10「教育振興費」の中学校学習指導推進事業経費につきましては、昨年度も6月補正にて同様の経費を計上していたものですが、スポーツ庁から兵庫県を通じての委託事業、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究として、休日の部活動の運営組織のあり方などについての実践研究と、スポーツ庁からの再委託事業、合同部活動等の推進に関する実践研究として、地域の実情を踏まえた合同部活動に関する実践研究を実施することに伴い、報償費等296万円を増額するものです。</p> <p>次の、項「中学校費」、目15「学校整備費」の大社中学校教育環境整備事業費につきましては、債務負担行為で説明しました、大社中学校の校舎改築等にかかる基本構想策定にかかりまして、基本構想事業者選定委員の委員報酬24万8,000円を増額するものです。</p> <p>次の、項「幼稚園費」、目05「幼稚園費」の幼稚園管理運営事務経費につきましては、昨年度も6月補正にて同様の経費を計上していたものですが、新型コロナウイルス感染症対策として必要な消毒用アルコールなどの保健衛生用品を、公立幼稚園に配布するため、消耗品費650万円を増額するものです。</p> <p>歳出補正につきましては、以上になります。</p> <p>前に戻りまして、5ページをご覧ください。</p> <p>第3表、歳入補正予算の明細でございます。</p> <p>款「県支出金」、項「県補助金」の公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金は、歳出でご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策として、公立幼稚園に配布する保健衛生用品の購入にかかる経費が、県の補助事業の対象となるため、325万円を増額するものです。</p> <p>次の、項「県委託金」の休日部活動地域移行研究事業費は、歳出でご説明いたしました、スポーツ庁から県を通じての委託事業である、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の実施に伴い、140万円を増額するものです。</p> <p>次の款「諸収入」、項「雑入」の合同部活動推進実践研究事業費は、歳出でご説明いたしました、スポーツ庁からの再委託事業である、合同部活動等の推進に関する実践研究の実施に伴い、150万円を増額するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p>
--------------	--

山本教育委員	<p>これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>休日の部活動の地域への移行が、いよいよ始まってきているということですが、6ページの中学校費、教育振興費のところで県委託事業と国の再委託事業ということで、具体地域研究移行に関する実践研究と書かれています。これは具体的にどこかの学校、地域でこんなことをしている、ということがあれば聞かせてください。</p>
重松教育長	学校教育課長。
学校教育課長	<p>まず、休日の部活動の地域移行につきましては、昨年度、西宮浜義務教育学校の後期課程で研究の実施をしております。</p> <p>概要を申しますと、平日は学校の部活動を通常通り行います。休日、土曜日・日曜日等のときに地域の指導者、昨年度の実績ですと5名程度ですが、地域の方も部活動に指導者として入っていただいて、学校の指導者も休みの日は地域の指導者の一員ということで、地域の指導者の中に学校の教員、ほとんど元学校の教員、それから地域の方という形で入っての指導を行うという取組みをしております。</p> <p>それともう一つ、合同部活動に関しましては、昨年度、浜甲子園中学校、鳴尾南中学校、高須中学校、この3つの中学校は距離的に大体200メートルぐらいのところに3校ございます。この3校は、生徒数が少なくなっている中で、例えばサッカー部などが一つの学校ではチームが組めず、3校合同でこれは平日も休日も練習を合同で行うという取組みの研究を始めております。</p> <p>概要は、以上でございます。</p>
山本教育委員	今、西宮浜の話があったのですが、地域指導者が5名、これはもともと学校の教員だったという話が出てきたのですが、この5名はどういう方なのですか。
学校教育課長	申し訳ございません。地域指導者がどういうお立場の方かということは、資料を持ってまいりませんでしたので、わかりません。
山本教育委員	教員だった方も入っていらっしゃるということですか。

学校教育課長	もともと教員であるものが、部活動指導員の立場で1名は入っているのですが、この地域指導者の中の内訳に教員のOBがいたかどうかについては、今は資料を持ち合わせておりません。
重松教育長	ほかにはございませんか。
山本教育委員	それからもう1点だけ。合同部活動で先ほど3つの中学校での合同部活動、という話がありましたが、この場合、大会等の出場はどういう形になるのですか。
重松教育長	学校教育課長。
学校教育課長	<p>ご質問いただいた大会への出場ということが一つ問題点になっているところでございます。現在のところ、合同チームでいわゆる公式戦に出るときに、市内の人数の少ない学校同士が組むという形になっています。例えば、3校で合同部活動をしているけれども、一方は単独でチームが組めるという学校があった場合には、残りの2校とほかの地域の学校でチームを組む必要があります。3校のうちの2校がチームを組めて、1校が組めないという場合は、その3校以外の地域の人数の少ないチームと組む必要があるというのが今の規定です。</p> <p>つまり合同の部活動は、普段練習を一緒にしていても、そのチームで出場ができない場合もあります。もしその3校以外に人数の少ないチームがなければ、その3校の枠組みの中で人数の少ないチームは、どこのチームと組んでも構わないというルールになっておりますので、この3校で出られる場合もありますが、出られない場合もあるというのが今のルールでございます。</p> <p>これについては国の方でも問題ということで挙がっておりますので、今後また対応が変わってくるのではないかと考えられます。</p>
重松教育長	よろしいですか。
山本教育委員	はい。
側垣教育委員	現在それで動いているのはサッカーだけですか。
学校教育課長	昨年度、合同チームで行った種目は、軟式野球、陸上競技、水泳、女子のソフト

	<p>テニス、サッカー、5つです。 今年度は新入生の入部もごさいますので、それを全てのクラブに広げております。 以上です。</p>
側垣教育委員	今のところは、運動部だけですか。
学校教育課長	この事業がスポーツ庁からの委託ですので、運動部をまず一緒にしております。
側垣教育委員	ブラスバンドなどは人数がいなければ編成できない、半ば運動部的かと思えますが、それはまだ実現できていないということですか。
重松教育長	学校教育課長。
学校教育課長	<p>吹奏楽部をはじめ文化部に関しては、まだ研究は進められてはおりません。 今年度進めている研究をもとに、国は令和5年度から7年の3年間での地域移行を打ち出しておりますので、今年度の研究を活かしてまいりたいと考えております。 以上です。</p>
重松教育長	<p>国から出ている方向は3年間で地域へ移行し、それ以後は平日も移行するというものです。ブラスバンドも順次移行されていきますが、ブラスバンドの場合には、楽器の問題があります。楽器は値段が高く、少人数でやっている学校同士が合同で実施すると、楽器が重なってしまうなどの可能性があります。</p> <p>そのほかには、土日の指導者と平日の指導者が異なることで、指導の仕方が違うなどの難しさがあります。サッカーなどでは、フォーメーションで動くため、指導の仕方が異なると問題がでてきます。</p> <p>また、最近では小学校、中学校の部活の中で軟式野球の人数が減っています。理由としては興味の問題もありますが、一番は維持するための費用です。サッカーとかバスケットに比べると、5倍か6倍ぐらい値段が違うのです。バスケットやサッカーだと大体2万から3万ぐらいですが、野球は10万超えています。</p> <p>もう一つは、場所の問題です。野球は広い場所が必要で、そのあたりも難しい問題です。</p> <p>今後3年間でどうするかですが、地域へ移行するのはいいのですが、一番の問題</p>

長岡教育委員	<p>は地域に指導者がいるのかどうかです。どこかと連携する必要があると思いますが、スポーツクラブと連携するのであれば、今後市長部局との連携が非常に大切になると思います。</p> <p>3年と限られていますので、協議していかなければなりません。部活の人数が多くなると複数の指導者が必要ですし、小学校のスポーツクラブとの関係をどうするかなど、なかなか難しい問題が残っています。</p> <p>国としては方向だけ示していますが、詳細の中身はまだおりて来ていませんので、おりて来たときにどう対応するかが今後問題になってきます。</p>
側垣教育委員	<p>これはスポーツの中で一番のトピックになっていて、様々な学会でも話われています。例えば西宮市の場合は、大学も多くて非常に活発にスポーツをやっている大学も多いので、そういった大学の人的資源や、場所を含めた施設の利用というやり方も、考えられるかと思っています。どれが正しいではなくて、その地域にあったやり方で行うことが望ましいと思います。西宮市は地域の中にスポーツクラブがありましたでしょうか。</p>
側垣教育委員	<p>スポーツ21、小学校単位です。</p>
長岡教育委員	<p>それはほかのところよりは比較的うまく機能しているので、そこを利用できるとも考えられますし、西宮モデルのようなものが考えられるようにも思います。以上です。</p>
藤原教育委員	<p>基本的に、お金を出して今まで先生がやっていた仕事を地域にアウトソースしようという発想だと思います。従来と同様に先生の中にも引き続き自分がやりたい、指導したいと希望される方もいらっしゃると思います。そういう方に対しての対価は、この予算から出されるということですか。</p>
重松教育長	<p>今、国が考えているのは、副業としてそれは可能だということです。</p>
藤原教育委員	<p>なるほど。現状ではそこは、従来の給料の中でやっているということですか。</p>
重松教育長	<p>現状では幾らかは出ています。</p>

藤原教育委員	言わばその地域、地域人材の中に教員も含めるといような形に変えていくということでしょうか。
重松教育長	そうですね。
藤原教育委員	分かりました。ありがとうございます。
学校教育課長	<p>ご意見ありがとうございました。大学との連携というお話がございました。スポーツクラブ21や大学、それから社会人の企業のスポーツもございます。どういところと連携ができるのかということにつきましては、これも今年度の一つ研究、市教委として調査をしたいと思えます。どういう団体と連携できるかは非常に課題ですので、そこを探していくというような調査研究も並行して進めたいと考えております。</p> <p>それから、謝金の問題も大きいのですが、今回の研究の中では研究の費用から休日の指導者となる元々教員のもの、地域からの指導者に対しての謝金をお支払いするという形です。ただこれも、将来的に地域移行されたときに、その財源を国が出すのか、どこが出せるのか、やはり受益者負担として家庭にお願いするののかというところが、まだ見えていない部分でございます。</p> <p>これも大きな問題になるかと思えます。</p>
側垣教育委員	システムとして私はどうなるのか分からないのですが、例えばいわゆる専門家にお願いする場合、スポーツクラブも経営されている企業などと連携して、指導者派遣事業を企業へ委託するというのも、予算もかかると思えますが、今後考えられるのかと思えます。
重松教育長	そこはスポーツによって違うのかもしれませんが。例えば水泳などはほとんどスイミングスクールに移行しているような形になっていますし、サッカーも一応は学校のサッカー部に所属していないといけません、クラブチームがあります。最近ではバスケットやバレーもそういう考えになってきているように、競技によって違うのです。また、アイススケートなどは学校へ全然来ないでやっているというケースもあります。プロになるには、もう小学校ぐらいから始めています。最近ではテニスも同様で、小学校ぐらいから始めなければ、高校、大学になってからでは試合には勝てるかもしれませんが、プロになるのはなかなか難しいようです。

	<p>ではブラスバンドや音楽、絵画はどうなのかなど、様々な問題が出てきます。理科クラブの場合も実験をすることや、最近ではeスポーツも登場してきました。それを地域移行となると、これまで放課後に実施していたスポーツも合わせたクラブ活動をどうするかです。最近では指導する人による痴漢騒動もあり、指導者としての資質の担保も問われることとなります。</p> <p>このように、今まで学校がやっていたものが地域へ移行されたときに、どう対応するのかということは非常に難しいです。</p> <p>小学校は部活ということはやっていなかったもので、比較的簡単に移行できましたが、中学校は同じようにはいきません。ましてや高校の場合はさらに様々な問題が出てくると思います。</p> <p>この問題は、実はギフト教育の問題もからんできます。中学校よりも高校に影響があるように思います。特化してやることで免除したり、ある才能があれば飛び級のようにする形も出てくると思います。本当に大きく変わろうとしています。これは教育の根本の部分はどうするかということです。小中学校は義務教育なので部活をおろすのか、おろさないかの話で済みますが、高校から先については、もう大学自体を変えようとしていますので、大きく変わっていく問題だと思います。</p> <p>状況を見ながらですが、西宮市も市立高校を持っていますので、市立高校もあわせて検討していかなければいけないと思っています。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>議案第23号については、原案のとおり可決されましたので、よろしく願います。</p> <p>次に、一般報告①「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>一般報告①を終了します。</p> <p>次に、議案第24号は、秘密会で行いますので関係者以外の人は退出をお願いします。</p>

重松教育長	(関係者以外退出) では、再開します。 議案第24号「人事に関する件」を議題とします。 教育職員課長
教育職員課長	(事務局提案説明)
重松教育長	説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。
重松教育長	(質疑討論) よろしいですか。 無ければ、採決に入ります。 議案第24号については、原案の通り可決してよろしいか。
重松教育長	(意義なし) 御異議なしと認めます。よって原案は可決されました。
重松教育長	(全員入室) それでは、以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして、第3回 教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。
	(終了)